

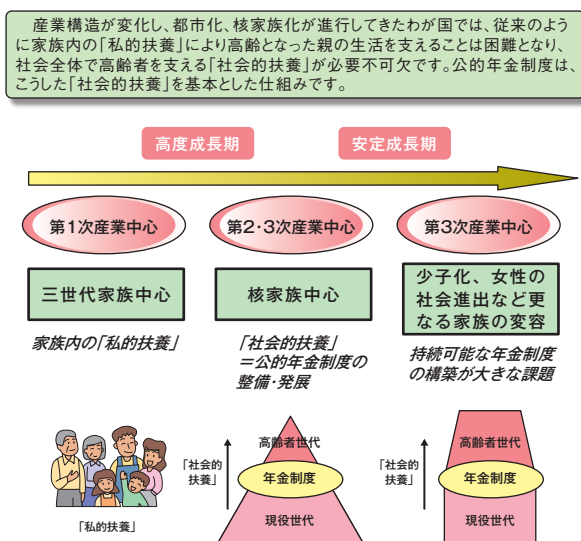
事業主の皆様へ

厚生年金保険・健康保険 制度のご案内

公的年金は、老後の所得保障の支柱として、高齢者の老後生活を実質的に支えていくことをその役割としています。

公的年金に現役世代が必ず加入することによって、安定的な保険集団を構成し、国民のみなさまの生活水準の向上に対応した給付の改善などに必要な財源を後代の世代に求めるという、いわゆる世代間扶養の仕組みによって運営されています。

また、健康保険は、会社で働く人やそのご家族が病気やけがをした時、出産をした時、亡くなった時などに医療給付や手当金などを支給して、みなさまの生活を安定させることを目的とした制度です。



厚生年金保険・健康保険にご加入ください

加入のご相談、ご不明な点はお近くの年金事務所までお問い合わせください
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>
日本年金機構は、公的年金の運営業務を担います。

厚生年金保険・健康保険の加入について

■ 厚生年金保険・健康保険の加入義務について

次の事業所は、厚生年金保険・健康保険の加入が法律で義務づけられています。

- すべての法人事業所
- 常時5人以上の従業員が働いている会社、工場、商店、事務所などの個人事業所
5人未満の個人事業所や、5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業など）、農業、漁業などの事業所は除かれます。

上記以外の事業所でも、次の条件を満たせば厚生年金保険と健康保険に加入することができます。

- 従業員の半数以上が厚生年金保険と健康保険の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた事業所
認可を受けた場合は、従業員全員が厚生年金保険や健康保険の被保険者となり、保険給付や保険料は、適用事業所と同じ扱いになります。

■ 被保険者について

厚生年金保険・健康保険では、会社（事務所）単位で適用事業所となり、その事業所に常時使用される人は、国籍や性別、賃金の額などに関係なく、すべて被保険者となります。（原則として、70歳以上75歳未満の人は健康保険のみの加入となります。）
「常時使用される人」とは、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといった実態的な使用関係が常用的である人のことをいいます。

パートタイマー・アルバイト等を雇用した場合

パートタイマー等が被保険者の対象となるか否かの判断は、同じ事業所で同様の業務に従事する一般社員の労働日数、労働時間等を基準に判断することとなります。

《判断基準》

次の①及び②のいずれにも該当する場合は原則として被保険者とされます。

① 労働日数

一ヶ月の所定労働日数が一般社員のおおむね4分の3以上である場合

② 労働時間

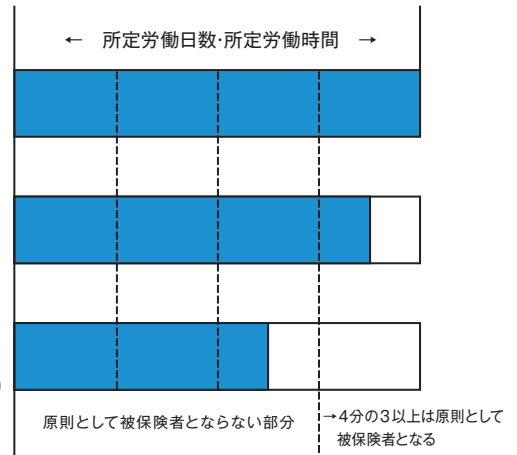
一日又は一週の所定労働時間が一般社員のおおむね4分の3以上である場合

※「4分の3以上」の判断基準はあくまでもひとつの目安であって就労形態等を考慮し、総合的に判断されます。

一般社員
(被保険者)

パートタイマー
(原則として被保険者となる)

パートタイマー
(原則として被保険者とならない)



年金受給者を雇用した場合

70歳未満で老齢厚生年金（特別支給を含む）を受給している人を雇用し、常時使用される場合も健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。（原則として、70歳以上75歳未満の人は健康保険のみの加入となります。）なお、在職中の老齢厚生年金（特別支給を含む）の年金は給料と賞与によって決められる総報酬月額相当額と1ヵ月当たりの年金額との合計収入に応じて、年金の一部又は全部が支給停止される場合があります。（ただし、昭和12年4月1日以前生まれで平成14年4月前に老齢厚生年金の受給権を有している人については、65歳以降支給停止されません。）

外国人を雇用した場合

厚生年金保険・健康保険では、常時使用される場合は国籍を問わず被保険者となります。

試用期間中の社会保険の取扱いについて

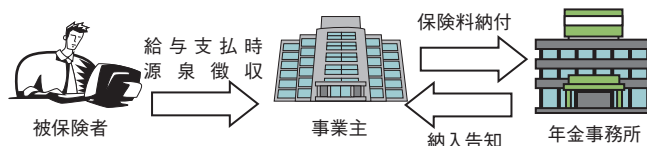
法律上の雇用契約や本人の同意にかかわらず、常時使用される場合は使用し始めた日から被保険者となります。

■ 厚生年金保険・健康保険の加入手続について

厚生年金保険・健康保険の加入手続は、事業所の所在地を管轄する年金事務所に「新規適用届」等の必要な書類を提出します。

提出書類	主な記載事項
健康保険・厚生年金保険 新規適用届	事業所の所在地・名称、事業主の氏名・住所・事業の種類等
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届	被保険者の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、報酬月額等
健康保険被扶養者（異動）届	被扶養者の氏名、生年月日、被保険者との続柄、収入額等

※ 届出用紙は、年金事務所に備えてあります。



厚生年金保険 健康保険 保険料負担のしくみ

厚生年金保険及び健康保険の保険料は、被保険者が受ける報酬をもとに決められる標準報酬月額に下記の保険料率を乗じて計算されます。

また、賞与等については、標準賞与額に毎月の保険料と同じ保険料率を乗じて計算されます。

なお、保険料は事業主と被保険者がそれぞれ半分ずつ負担し、事業主がまとめて年金事務所に納付します。

■ 保険料率（平成22年9月分より）

※保険料率については、今後変更されることがあります。

- 厚生年金保険 1000分の 160.58
- 全国健康保険協会管掌健康保険
各都道府県別に定められており、詳しくは協会けんぽ各支部へお問い合わせください。
- 児童手当拠出金 1000分の 1.3（全額事業主負担）

■ 標準報酬月額

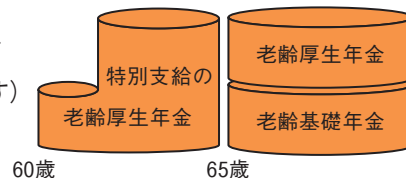
- 厚生年金保険
1級 (98,000円)
～ 30級 (620,000円)
- 全国健康保険協会管掌健康保険
1級 (58,000円)
～ 47級 (1,210,000円)

厚生年金保険の給付について

厚生年金保険は、被保険者が高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに、年金や一時金の支給を行う制度です。

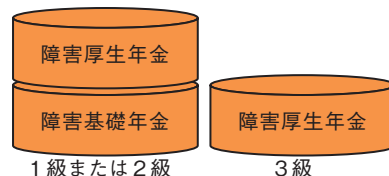
■ 高齢となったとき 老齢年金

厚生年金保険に加入していた人が65歳に到達したときに、一定の期間以上保険料を納付していた期間等がある場合に老齢基礎年金と老齢厚生年金が支給されます。また、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あって一定の期間以上保険料を納付していた期間等がある場合は、60歳から65歳までの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されます。（生年月日によって支給開始年齢等が異なります）また、老齢厚生年金を受けている方が同時に厚生年金保険に加入している場合は年金額と総報酬月額相当額に応じて年金の一部又は全額が停止となる場合があります。



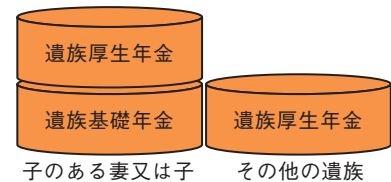
■ 障害の状態となったとき 障害年金

厚生年金保険に加入している間に、初めて病院に受診した病気やけがにより、障害等級1級から3級までの障害の状態にあるときに支給されます。その障害の状態が、1級又は2級に該当する場合は障害基礎年金と障害厚生年金が、3級に該当する場合は障害厚生年金が支給されます。また、3級より程度の軽い障害が残った場合は一時金として障害手当金が支給されます。なお、いずれの場合も一定の割合以上保険料を納付していた期間等があることが必要です。



■ 亡くなったとき 遺族年金

厚生年金保険に加入している人が死亡した場合等の要件に該当したときに、その死亡した人の遺族に支給されます。遺族厚生年金を受けられる遺族は、死亡した人により生計を維持されていた妻又は夫、子、父母、孫又は祖父母であり、妻以外の遺族については、年齢等の条件があります。なお、遺族厚生年金を受けられる遺族が子のある妻又は子の場合には遺族厚生年金のほかに遺族基礎年金もあわせて支給されます。



健康保険の給付について

健康保険は、会社などで働く人（被保険者）やその家族（被扶養者）が病気やけが（業務上・通勤災害を除く）をしたときに、申請いただくことにより、医療の給付や手当などの支給を行う制度です。

健康保険の給付の申請やご相談は、全国健康保険協会の各都道府県支部までお問い合わせください。

■ 病気やけがをしたとき

療養の給付・家族療養費

被保険者や被扶養者である家族が病気やけがをしたとき、健康保険を扱っている医療機関などの窓口へ、被保険者証を提示し、一部負担金を支払うことにより、必要な治療が受けられます。

高額療養費

被保険者又は被扶養者である家族が、病気やけがで病院などへ支払った保険診療の窓口負担が月内に一定の額を超えたとき、申請することにより、あとで越えた分の払い戻しを受けることができます。

■ 病気やけがで仕事を休んだとき

傷病手当金

被保険者が病気やけがなどの療養のために働くことができず、給料が受けられないときに申請することができます。

■ 出産したとき

出産手当金

被保険者が出産のために仕事を休み、産前産後期間に給料が受けられないときに申請することができます。

出産育児一時金・家族出産育児一時金

被保険者が出産したとき、または被扶養者である家族が出産したときに申請することができます。

■ 亡くなったとき

埋葬料・家族埋葬料

被保険者や被扶養者である家族が亡くなったときに申請することができます。

生活習慣病予防健診について

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）では、一定の年齢に達した加入者の方々を対象として、健康増進と健康管理意識を高めていただくために健康診査や保健指導を行っております。

対象者となる方、申し込み方法、費用など詳しい情報については、全国健康保険協会のホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載しております。また、ご不明な点がありましたら協会支部へお問い合わせ下さい。